

地域アイデンティティの形成

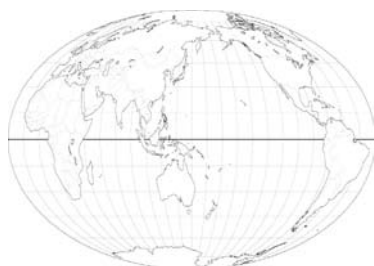
——エストニアの場合にみる功罪

I リージョナリズムの射程

ここではひとまず、領域性の変更を伴いつつ国家のあり方を問い直す現象を、それが国家からの要請によるのか、あるいは地域（国家より上位か下位かを問わず）の要請によるのか、あるいは国家と地域の共犯的な性格を有するのかを問わず、リージョナリズム（地域主義）と呼ぶことにする。重複を避けるため、その理論的な枠組みについては本特集の他の論考にゆずり、小文では、リージョナリズム分析の材料となる事例の提示とその検討を行う。リージョ

ナリズムという言葉をここでは上述のように多義的にとらえているので、本論に入る前に小文の射程を明らかにしておきたい。

八〇年代以降、リージョナリズムとは、政府間対話や国際条約によって制度化された、国家主導型の地域協力プロジェクトであるという共通認識が高まったという (Brelin, Higott and Rosamond 2002: 13)。だが、リージョナリズムの隆盛はそれが最初ではない。六〇年代、国家より上位レベルの地域だけでなく、下位レベルの地域を枠組みとするリージョナリズムが注目を集めたことは指摘しておいてよい。いずれの場合も国家との対抗というよりは、国家の機能の低下に伴って生じたマルチバパンスのための枠組



小森宏美

みの必要性を契機としていたといえる。さらに、ヨーロッパ連合（EU）に代表される国家より上位レベルの広域地域間協力に對し、そのような上位地域を補完する役割を担う、それよりも狭い地域間協力をサブ・リージョン（下位地域）に分類して議論する枠組みも提示された（百瀬1996）。

リージョナリズムという分析枠組みが適當であるかどうかは賛否両論あるかもしれないが、上記に連邦制の問題を加えて論じてみたい。国家より下位レベルの領域を単位とするリージョナリズムの場合、文化や民族をまとまりの核とするのであるから、それが既存の行政区分と一致するとは限らない。したがって、国家との関係で要求可能な権限は限定的である。その分、権限をめぐる国家との競合は起こりにくい。他方、連邦制の場合、当該の領域に付与される権限はかなり広範であるが、国家と連邦州の関係が緊張をはらむものになる可能性もないわけではない。では、連邦州の構成原理が民族に基づいている場合、その可能性は大きくなるのであろうか、小さくなるのであろうか。

多文化主義に基づく市民権を唱道するキムリツカは、多民族国家における民族連邦制導入の効用を、民族間対立の緩和と正義・公正の観点から論じる（Kymlicka 2001: 293）。同連邦制の導入が民族間関係の安定化に寄与するという立場である。民族連邦制とはいっても、全州が明確

に民族的権利の保障を目的として設置されている例は少ない。イタリアや本稿が取り上げるフィンランドではその一部の州が民族ないし言語に関する特別な権利を有する。また、州ごとに中央と地方との間の分権のあり方に違いが見られる、いわゆる非対称民族連邦制の下で国家運営が行われている国もある。リージョナリズムがそもそもリージョン（地域）を単位とする枠組みであり、一民族・一国家のイデオロギーに支えられた国民国家の相対化に対する期待が含意されているのに対し、民族連邦制の導入では、結局、国家内「国民国家」の再生産につながり、民族的に一〇〇％均質な州を形成するように境界線を引くことはほぼ不可能であるから、連邦州のなかで少数民族化される民族集団の不満が完全に解消されることはありえない。キムリツカは、そうした問題に對し対内的制約という対処法を示しているが、実際の民族連邦制の例を見てみる必要があるだろう。

小文では、上述のような問題関心から民族連邦制の例としてキムリツカがあげているフィンランドのオーランド諸島との比較を行いながら、エストニアのロシア語系住民集住地域であるイタヴィル県について検討する。国境付近には隣国の主流民族と民族的帰属を同じくする人々が居住している場合があるばかりでなく、国境線の移動に伴い、国家的帰属の変更を経験する場合が少なくない。オーラン

ド諸島とイタヴィル県もその例に漏れない。国家内の多数派民族とは区別される人々^{*2}が圧倒的多数を占める点も、この二つの地域では共通している。国家的帰属と言語・民族アイデンティティをめぐる国家間衝突の平和的解決例としてあげられるオーランド諸島の自治であるが、先に結論を述べておけば、これをエストニアにそのまま適用することは困難である。それは、キムリツカが指摘するように、エストニアのロシア語系住民は少数民族でも移民でも不法移民でもない特殊事例であるためばかりでなく（Kymlicka 2000: 46）、エストニアとロシアの関係は、フィンランドとスウェーデンの良好な関係とは歴史的にも、現在も大きく異なるからである。あえて本稿で比較を行うのは、それによりリージョナリズムの持つ多様な可能性を提示することが可能と考えるためである。

II フィンランドの場合

現在のフィンランドの領域は、一一〇〇年代以降に当時のスウェーデンに組み込まれ、一八〇九年にロシアに割譲されるまでスウェーデンの一部であった。独立国としてのフィンランドの歴史は一九一七年に始まる。こうした歴史を反映し、フィンランドにはスウェーデン語を日常言語

とする人々が約二九万人（人口の五・六八％、二〇〇三年現在）居住しており、その居住地は、西部や南部の沿岸地域とオーランド諸島に集中している。スウェーデン語は憲法によって国語として規定されている。スウェーデン語系の人々が人口の八％を占めるか、あるいは三〇〇〇人以上居住する自治体^{*3}ではフィンランド語とスウェーデン語の二言語が併用される。この条件はフィンランド語系にも適用されるから、フィンランド語系の人口が八％以下の自治体はスウェーデン語の単一言語自治体となる。オーランド諸島^{*4}以外でもスウェーデン語系の人々の言語権は法律で保護されているのである。したがって、オーランドの特殊性は言

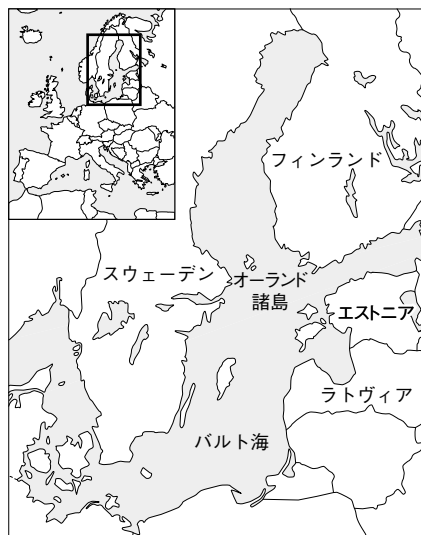


図1 バルト海地域

語環境ではなく、オーランド諸島にのみ認められた自治州としての地位にある。なぜオーランド諸島のみが特別扱いされているのか。

オーランドがその特別な地位を獲得したのは一九二一年のことである。オーランド諸島も他の領域とともに一八〇九年、ロシアへ割譲されたが、一九一七年のロシア革命に伴うロシア帝国の崩壊のなかで、スウェーデンへの復帰が望まれるようになった。しかしながら当時軍事的な要衝であったオーランド諸島を手放すことをフィンランドは望まず、結局、国際連盟の提案に従い、同島はスウェーデン復帰を断念する代わりに、フィンランドのなかで広範な自治権を獲得し、さらに、非武装化と中立に関する国際協定が締結されたのである。州法の改正には、フィンランド憲法の改正手続きと州議会の同意を経る必要がある。

こうした歴史的背景を有するオーランドではスウェーデン語系の人々が住民の九五%以上を占める（住民人口は二〇〇三年現在二万六二〇〇人）。この割合が大きく変わることはない。というのは、オーランドでは実質上言語に基づいた州市民の成員資格とその権利が設定されているからである（以下、州民権[＊]）。それは、両親のいずれかが州民権を有している場合に子どもへ付与されるほか、移住者の場合には、五年の居住とスウェーデン語に堪能であることが申請要件とされる。オーランド議会における選挙権・被

選挙権、不動産の取得、営業活動には州民権が必要とされる。

単一言語自治体であるからいうまでもないが、オーランドでは、教育、行政、政治のあらゆる分野でスウェーデン語が使われている。たとえば、オーランド自治法は、第四〇条で、公資金により維持され、あるいは公資金から援助を受ける学校の教育言語は、州法により別に定めないうりはスウェーデン語である、と規定している。他方、同法第三七条は、フィンランド語を使用する権利に関し、フィンランド国民は、州において業務を行う裁判所およびその他の国の機関において、自らの問題事項についてフィンランド語を使用する権利を有する、と定めている[＊]。いずれにしても、公的領域におけるフィンランド語の使用範囲はそれほど大きいとはいえないだろう。

フィンランド語系の移住を妨げる州民権の設定に加え、オーランドは独自の島旗のほか、独自の郵便制度を持っている。オーランド・アイデンティティの形成にはきわめて有利な条件が整っているといつてよい。オーランド人は、他のスウェーデン語系フィンランド人と異なり、スウェーデン語系およびフィンランド人としてのアイデンティティが希薄であるといわれる（百瀬・村井 1996: 102）。

III エストニアの場合

1 多民族化の背景

エストニアのロシア語系住民の権利をめぐる議論のなかで、ロシア語系政治家によってフィンランド語とスウェーデン語の両方を国語に規定するフィンランドの例が引き合いに出される際、エストニア政府が反論の根拠とするのは、歴史的背景の違いである。まず、エストニアのロシア語系住民の形成について整理しておこう。

フィンランドとはほぼ同時期に独立したエストニアは（一九一八年二月に独立宣言、一九二〇年二月、ソヴィエト・ロシアとのタルト条約締結により実質的独立を達成）、一九四〇年八月にソ連邦に併合されるまで約二〇年間にわたり独立国家であった。この間のエストニアは、その歴史的背景から、ドイツ人、ユダヤ人、ロシア人、スウェーデン人などの少数民族を抱えていたが、その割合はさほど大きくなく、民族的エストニア人が^{*8}ほぼ九〇%を占めていた。民族構成が大きく変化するの^{*9}は、ソ連時代のことである。表1に示したとおり、ソ連時代の約五〇年間に、民族的エストニア人の割合は六一・五%まで減少し、その代わり

に、ロシア人、ウクライナ人、ベラルーシ人などロシア語系住民の割合が増加した。こうした民族構成の急変の理由として、エストニアの独立回復前後にはエストニア民族の滅亡をもくろむソ連邦中央政府の意図が強調されたが、近年では、工業化に伴う労働力不足、エストニアの経済的状况など、民族政策以外の多様な要因が指摘されている（Mertschmann 2007）。

エストニアの独立回復の際、一九四〇年六月一七日以降にエストニアに流入してきたロシア語系住民には自動的にエストニアの国籍が付与されなかったため、一九九一年二月のソ連邦解体に伴い、全人口の約三割が無国籍者となった。その後、ヨーロッパ連合（EU）や欧州安全保障協力機構（OSCE）などの国際機関の関与もあり、徐々に無国籍者数は減少しているものの、二〇〇六年七月現在、約一三万人がいまだ無国籍の状態にある^{*9}。他方、九〇年代半ばにはロシア国籍を取得する者も少なくなかった。二〇〇六年現在、エストニアの住民は国籍の種別で、エストニア国籍者（八二%）、^{*10}ロシア国籍者（八%）、無国籍者（二〇%）に分かれている。

ロシア語系住民は国籍状況に加え、言語能力においても一様な集団ではない。すなわち、国語であるエストニア語の十分な運用能力のない者も存在する。それは、ソ連時代の言語・教育政策の帰結であるといえよう。ごく単純化し

表 1 ソ連時代の民族構成の変化 (%)

	エストニア人	ロシア人	ウクライナ人	ベラルーシ人	フィンランド人	その他
1959 年	74.6	2.1	1.3	0.9	1.4	1.7
1979 年	64.7	27.9	2.5	1.6	1.2	2.1
1989 年	61.5	30.3	3.1	1.8	1.1	2.2

(出典) Toivo U. Raun, *Estonia and the Estonians*, Stanford, 2001

ていえば、ソ連邦では多言語主義が制度化されていたため、民族によって程度に差はあるものの、少なくとも連邦構成共和国のレベルでは非対称的ではあるが二言語併用状況（ダイグロシア）にあった。^{*1} 換言すれば、ソ連邦の実質的な公用語であるロシア語が優位にあり、現地語は各共和国内においても劣位におかれていた。ロシア語話者には現地語能力は要求されず、現地語話者にもロシア語の習得が義務づけられる片務的バイリンガリズムである。そのため、ロシア語系住民の現地語能力はきわめて限定的であった（一九八九年の人口調査によれば、エストニア語の能力のあるロシア語系住民の割合は一三・七％）（van Elslande 2001: 9）。教育制度は、教育言語別にエストニア語で授業を行う学校とロシア語系の学校と二系統に分かれ、エストニア語系学校では第二言語としてのロシア語が必修科目であったのに対し、ロシア語系学校ではエストニア語は選択科目であった。

以上のように、独立回復後のエストニアは、それがソ連中央政府の意図によるものであるかどうかは別として、両大戦間期と比較して民族的・言語的にきわめて多様な国家となった。独立回復当初はともかく、「ヨーロッパ」への回帰を目指した九〇年代後半のエストニアには、こうした多様性を維持する方向での国家運営を行う以外の選択肢はなかった。民族・言語的に国家が分断されないよう、ロシ

ア語系住民の国語（エストニア語）習得とそれを通じての社会統合を保障しつつ、なおかつ少数者の言語・文化的権利を保障するものであることが、EUや欧州審議会などの国際機関からの要請であったためである。また、独立回復当初の期待を裏切り、民族的母国へ帰還するロシア語系住民の数が伸び悩むなかで、ロシア語系住民の社会的疎外が懸念されたことも、多文化主義的社会統合が必要とされた背景にあった。

2 ロシア語系住民の居住地域とその多様性

エストニアもフィンランド同様、少数者の居住地域は集中している。ロシア語系住民の占める割合が比較的大きいのは、首都タリン市のあるハリユウ県（民族的エストニア人の割合は五八・四％）とイタヴィル県（同二〇％）である（Staistikamet 2000: 78-79）。両県の県以下の行政区分^注ごとの民族的エストニア人とエストニア国籍保有者の割合については、表2に示したとおりである。

ハリユウ県の七都市では、民族的エストニア人が八割以上を占める二都市がある一方、二割以下および三割程度の三都市がともに存在しており、後者ではエストニア国籍保有者の割合も相対的に低い。こうした状況から、ハリユウ県については、地域の特殊性に基づいて国レベルと異なる

表2 ハリユウ県とイタヴィル県の自治体における
民族的エストニア人およびエストニア国籍保有者の割合（％）

		民族的 エスト ニア人	エスト ニア国 籍保 有者			民族的 エスト ニア人	エスト ニア国 籍保 有者
ハリ ユウ 県 (人口 52万 5682 人)	マールドゥ市	19.9	43.2	イタ ヴィ ル 県 (人口 17万 9702 人)	シッラマエ市	4.2	21.3
	バルデスキ市	29.7	43.3		ナルヴァ市	4.9	36.4
	ロクサ市	32.7	44.3		ナルヴァーヨエー市	15.2	47.2
	ケフラ市	50.9	69.7		コフトラーヤルヴェ市	17.8	41.8
	タリン市	53.7	71.1		ヨフィ市	33.2	54.7
	ケイラ市	82.8	90.8		キヴィオリ市	39.4	72.5
	サウエ市	91.9	96.7		ピュッシ市	48.7	64.6
	郡部	86.5	91.3		郡部	69.3	79.5

(注) 2000 年国勢調査より筆者作成。

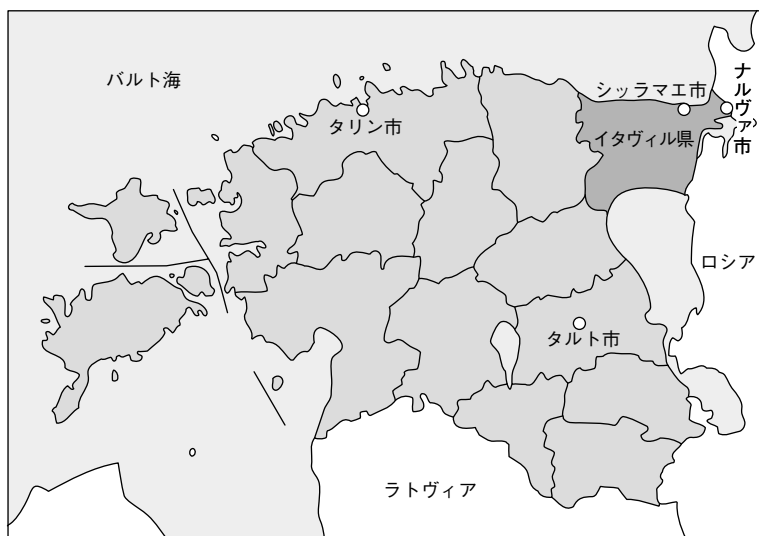


図2 エストニア

性格を見ることがあるとしても、その背景は個別に検討する必要があるかもしれない。たとえば、全国レベルでは二〇％強までしか支持率を伸ばせない中央党（ロシア語系住民の圧倒的的支持を受ける政党、ただしロシア語系の政党ではない）が、タリン市議会では議席の過半数近くを抑えて第一党となることが多く、国会とタリン市議会とで野党が逆転するねじれ現象が起こることもまれではない。また、パルデイスキ市は閉鎖都市であつた歴史経験からも検証を要する事例であろう。とはいえ、こうしたそれぞれ特殊な事情を抱えるタリン市やその周辺都市の分析は小文の目的の範囲を超えているため、小文ではエストニア人の割合が五％以下であるナルヴァ市ならびにシッラマエ市を有するイタヴィル県に絞って論じたい。エストニア人の割合がこれほど小さい理由とも関連するが、ナルヴァ市やシッラマエ市は、その成り立ちからも他の地域と異なるからである。なお、ソ連時代の行政単位と現在の行政単位は一致しないので、小文では、独立回復後についてはイタヴィル県を使用し、ソ連時代についてはエストニア北東部を使用することにする。

3 第二次大戦後の「移民」とイタヴィル県の特異性

先述したように、第二次世界大戦後の「移民」の流入に

ついては、民族主義的なエストニア人の間ではソ連中央政府の「計画」に基づくものであるという言説が主流であった。それはしばしば、ソ連邦によるエストニアの植民地化、ロシア化政策の表れとして語られる。民族政策上の意味は別として、重工業化のなかで労働力不足を埋めるために、「中央政府によって連れてこられた」という見方が学術書でも提示されている (Misiunas and Tazepera 1993: 111)。だが近年、こうした言説を丁寧に検証しようとする実証研究がわずかながら出てきている。それらの研究ではナルヴァ市が中心となることが多い。その理由は、ナルヴァ市の戦後史の特異性にある。

ナルヴァの歴史を紐解けば、北方戦争に勝利し、バルト地域（ほぼ現在のエストニアとラトヴィア）の大半を手に入れたロシアのピョートル一世によって一八世紀初めにペテルブルク県下に移されたことにより、ナルヴァはエストニアの他の地域とは多少異なる発展の道のりをたどることになった。建設されたばかりの帝都ペテルブルクの前哨地としての役割が期待されるとともに、交通の要所にあるこの地へは、ロシア人商人たちが招かれた。その後、クレーンホルム綿織物工場の建設（一八五七年）と鉄道の敷設（一八七〇年）に伴い、一九世紀後半には工業都市として発展した。こうした歴史的背景から、ナルヴァ住民に占めるロシア人の割合は他のエストニアの地域と比べて大き

かった。一八九七年を見ると、ロシア人が四四％に対し、エストニア人も四四％であった。その後、ソヴィエト・ロシアとエストニアの間で締結されたタルト条約によりエストニア共和国への帰属が確定すると、ロシア人の割合はやや減少する（一九二二年二九％、一九三四年三〇％） (Gorohov 1997: 124)。両大戦間期の歴史はここでは割愛するが、右の民族の割合を見てもわかるように、ナルヴァは当時のエストニアのなかでは相対的に多文化的都市であった。

独ソ戦末期、前線になったエストニア北東部の戦争被害は他の地域よりも甚大であった。なかでもとくに壊滅的な打撃を受けたナルヴァ市には一九四四年の時点で戦前の住民の約六割しか残っておらず (Vesilov 2002: 8)、ドイツ軍の撤退に伴い強制的な疎開が行われたため一九四五年の時点での住民数はわずか六五〇〇人であった (Gorohov 1997: 123)。戦後、かつてのナルヴァ市民はナルヴァに戻ることはできず、あるいは許されなかったため、戦後の復興は他地域からの移住者によってなされた。

こうしてまさに白紙状態から戦後のナルヴァ市建設は始まった。ナルヴァ市の復興と切り離せないのが、近隣のシッラマエ市の「建設」である。シッラマエはかつて海岸沿いの保養地であったが、両大戦間期にオイル・シエルの採掘が始まった。ここでウラン開発に利用可能なデイクチ

オネマ頁岩が採掘できることが明らかになったため、大規模なコンビナート建設が計画されたのである。戦略的軍事工場の存在ゆえ、シツラマエはソ連時代を通して閉鎖都市であり続けた（小森 2005）。当初、コンビナートの建設はナルヴァに予定されていたことが、戦前からのナルヴァ住民の帰還の妨げになったという指摘もある（Vesio 2002: 27）。

以上のように第二次世界大戦での甚大な被害と、ソ連邦の戦後のエネルギーおよび軍事関連政策がエストニア北部の「発展」に影響を与えたことは疑いない。しかしながら、ソ連時代の「神話」を実証的に検証している歴史家のメルテルスマンは、ソ連中央政府の「民族政策」だけでなく、こうした戦略的重要性もまた、エストニア北部への大量のロシア語系住民の流入を説明しきれないかと喝破する。メルテルスマンによれば、最大の要因はこの地域における労働力不足であった。だがその労働力不足は単純な人的資源の不足だけではなく、生産効率の悪さ、劣悪な生活環境、乱れた労働規律を理由としていた。劣悪な生活環境は、戦争で壊滅的な被害を受けたことによるが、それ以外の要因は、複雑な事情と絡み合っている。まず、労働力不足を解消するため、一九四五年には戦争捕虜が労働力として投下された。また、エストニア北部は、タリンにもレニングラードなどの都市に比較的近いことから、それら

の都市への居住を禁じられた元受刑者が釈放後の居住地として選ぶ場合も少なくなかった。これらの労働者の大半は専門的な技術を持たない未熟練労働者であったから、生産効率はきわめて低かった。エストニア国内からも若者が半ば強制的に北部に送られたり、農業集団化を逃れた農民が国内移住したりしたが、劣悪な環境ゆえに長続きしなかった。他方で、戦争でエストニア北部と同様に壊滅的な被害を受けたロシア西部地域の住民は貧困を逃れるために、進んでエストニア北部に移住したという。こうしたエストニア外からの移住は、一九四六年には移住割当て制限されていたが、割当数以上に流入していた。ソ連中央政府が流入を抑制しようとしたのは、反ロシアの雰囲気が高い「併合」地域へのロシア人の大量流入は緊張をいっそう高めることになるかと懸念したためであろう（Mertelmann 2007: 64）。こうしたことから、「植民地化」「ロシア化」政策は神話にすぎず、むしろ政府の移住政策の失敗であった、とメルテルスマンは断じる（Mertelmann 2007: 62）。すなわち、政府の意図がどこにあったかは別にして、人々の移住は必ずしも政策に沿ったものばかりではなかったといえる。移住者の多様性と、彼らがソ連中央政府の意向を受けた「入植者」ばかりではなかったことを示す研究としては、一九五〇年代前半までを対象としたメルテルスマンの研究の他に、フセヴィヨフによる諸研究があるが、その

対象もおおむね七〇年までにとどまっている。すなわち、八〇年代についての実証的研究が待たれており、上記の結論は暫定的であり、ソ連時代を通じての「移住政策」の検討には今しばらく時間が必要であることを付言しておく。

エストニア北東部をエストニアの「シベリア」と呼ぶ人がいる。この地域へ移り住むことは多くのエストニア人にとつてはいまだに想像できないらしい。労働力不足解消のため、エストニア人をシベリアへ連行する代わりに、エストニア北東部に移住させることをエストニア共産党幹部が提案したのは、終戦後までもなくの劣悪な生活条件はシベリアに勝るとも劣らないとの発想からであろう(Mertelsmann 2007: 67)。こうした複雑な事情の絡み合いのなかでロシア化したエストニア北東部には、六〇年代以降生活環境が改善された後でも、移住するエストニア人は少なかった。

4 摘み取られた地域主義の萌芽？

フィンランドの独立達成の際にオーランド諸島がスウェーデン復帰を望んだように、エストニアの独立回復後、ナルヴァ市とシッラマエ市も動きを見せた。ただしこの場合はロシアへの帰属要求ではなく、広範な自治権の要求であった。すなわち、オーランド諸島が結果的に獲得し

た権利を最初から要求していたといえる。その獲得のために選ばれたのは、住民投票であった。この住民投票は、エストニアからの分離を目指したというものよりは、国籍法や外国人法におけるロシア語系住民の扱いの修正を求める最後の手段であったといつてよい (Smith 2002: 97)。

ナルヴァ市議会が住民投票の実施を決定したのは、一九九三年六月二八日であり、七月上旬、シッラマエ市議会もこれに続いた。この時期にこのような決定がなされた最大の要因のひとつは、同年六月二一日にエストニア国会が採択したものの、大統領によって国会に差し戻され、修正後七月六日に採択された外国人法であり、いまひとつは同年一〇月に迫った独立回復後の地方議会選挙であった。独立回復に伴い、一九四〇年六月一七日以降にエストニアに移住してきた多くのロシア語系住民は国籍を失い、九二年に行われた憲法制定のための国民投票や大統領選挙、独立回復後の国政選挙での投票がかなわず、民族間関係は緊張していた。居住そのものをおびやかす外国人法の制定は、こうした民族間関係の緊張をさらにあおるものとして、国際社会の関心を集めた。また地方選挙は、ナルヴァやシッラマエでエストニア国籍非保有者となっていた多くの政治家には当然のことながら被選挙権はなかったから、ソ連時代の地方エリートの人入れ替えにつながる可能性を有していた。

エストニア政府は強い批判はしたものの、司法の判断を受け入れて住民投票の実施を静観した。七月一七日の投票では、賛成が九七％と圧倒的であったものの、投票率がナルヴァで五四・八％、シッラマエで六一・四％であり、住民の過半数が広範な領域自治を望んでいると主張するには不十分な結果が示された。さらにさまざまな選挙操作を指摘する報告もあった。

結局、この住民投票はこれ以上の動きには発展しなかった。同年一〇月の選挙までに、一部の地方政治家は特例措置によりエストニア国籍を取得し、選挙に立候補した。また、中央レベルでは、民族問題を議論する枠組みとして大統領の下にラウンドテーブルが組織された。地方と中央の対立が完全に解消されたわけではないが、地方の異議申し立ては、それ以降、エストニアの法律の枠内で行われているといつてよい。

このようにエストニア北東部が、エストニア同様、重工業化に伴って多くのロシア人が移住したモルドヴァ共和国のトランスニストリア（沿ドニエストル）に見られた紛争化はおろか、九三年以降、民族間の緊張を表面化させない非対立的な対応を見せている理由としていくつか考えられる。第一に、強硬派地方政治エリートの経済界への転身、第二に上に述べたような特例の国籍付与に見られる民族間のある種の妥協、第三に地域を牽引する文化的知識人の欠

如、第四にモルドヴァやユーゴスラヴィアの紛争という前例、第五に国際社会、とりわけアメリカや北欧諸国の関心の高さ、第六に当時のロシアの内政状況（国外同胞政策で足元をすくわれる恐れがあった当時のエリツィン大統領が慎重に対応していた）である。このうちのいずれも重要であるといえるが、小文との関係では第一と第三の理由は検討に値する。すなわち、これは地域あるいは民族的運動に人々を動員するリーダー的存在の不在を意味しているからである。このことは、エストニアの現在の政治状況を見ても明らかである。ロシア語系政党は二〇〇三年と二〇〇七年の国会選挙で一議席も獲得できなかった。とはいえ、こうしたリーダーの不在は、ソ連時代の政治・社会状況の遺産でもある。したがって、独立回復後に育った世代が社会に出てくることで状況が変わる可能性はないわけではない。

むすびにかえて

——地域アイデンティティか民族アイデンティティか

メルテルスマンは、二〇〇三年にナルヴァで実施した聞き取り調査の結果から次のような結論を提示している。ナルヴァはまだエストニアではなく、もはやロシアでもな

い、どこかその中間地域であるという自己認識をナルヴァの人々は有している。他方、エストニア人にとってもエストニア北東部は外国である (Merteis mann 2007: 51)。ではナルヴァ以外のイタヴィル県の人々の自己認識はこれとは異なるのだろうか。

社会的調査ではないが、閉鎖都市であったシッラマエを対象に行われたインタヴューの記録がある (de Ruyter 2006)。ここでその内容をくわしく紹介する紙幅の余裕はないが、ここにあらわれているのはやはり、シッラマエに移住してきた人々の多様性と、シッラマエ市民としての自己意識を支える個人の歴史である。たとえば、人々はタリンよりもレニングラードへ頻繁に出かけ、学校教育は優れていたけれども、外国語教育は皆無といつていいほどで、エストニア語は義務教育の間に一ヶ月しか学ばなかった、など、おそらくここに表現されているのはナルヴァとは異なる閉鎖都市の経験である。

他方、二〇〇三年九月に実施されたEU加盟の是非を問う国民投票を見ると、イタヴィル県では全国レベルよりも投票率が約九ポイント低く (全国六四・〇六%、イ五五・九一%)、また賛成の割合も一〇ポイント近く低かった (全国六六・八三%、イ五七%)。市・郡別では、アラヨエ郡は同県で唯一反対が賛成を上回った (賛成三八・七六%、反対六一・二四%)。ナルヴァ市とシッラマエ

市はかろうじて賛成が五〇%を上回るにとどまった。これらに対し、賛成が全国の結果を超えたのは、二三中七自治体であった。^{*16} いうまでもないが、有権者はエストニア国籍保有者である。むろん、こうした差異が、即、地域主義の当否につながるというわけではない。また、そこにあられているのは、イタヴィル県内の別の意味での多様性である。

にもかかわらず、ソ連時代や、あるいは独立回復後の十数年間にエストニアが歩んできた道について、イタヴィル県の、とくに都市部に住む人々がエストニアの他の地域に住む人々とは異なる歴史認識を有していることに目を向けてみることも必要である。実際、ナルヴァのあるNPO団体が、イタヴィル県の人々を対象に個人史の収集を行っているという。

個人や民族、地域と国家との関係の結び方は、その歴史や地政的条件を背景に多様なものになるだろう。小文はフィンランドの言語アイデンティティに基づいた州制度方式のエストニアへの適用を求めるものではない。それどころか、「エストニアのシベリア」のような外部からの差別があり、イタヴィル県の県境に見えない「国境線」が引かれている状況では、適用の仕方しだいでは取り返しのつかない結果を招きかねないとさえ危惧する。ナルヴァやシッラマエで少数派となっているエストニア人の言語権の侵害

も指摘しておく必要がある。^{*17}

しかしリージョナリズムは多義的である。国家との関係を取り結ぶ主体として民族ではなく地域を構想し、地域を媒介とした国家との紐帯を強化することで、戦後「移民」のエンパワメントが可能になるのではないだろうか。それは決して国民国家への埋没ではない。国家やネイションから疎外されている状況を逆手に取った積極的挑戦である。

●注

*1 本稿では「民族」をエスニックな帰属をあらわす概念として使用する。したがって、「ネイション」を含意していないが、両概念の間に明確な境界を設定しているわけではない。後出の「民族的」についても同様の意味で使用する。

*2 ただし、スウェーデン語系もフィンランド語系ともにフィンランド民族に属していると考えられているので、フィンランドの場合、民族的区別ではなく、あくまで言語的区別であるといえる。吉田欣吾は、フィンランドにおけるスウェーデン語系住民の問題を「少数民族問題」として位置づけてしまふのは間違いであるともいえる、としている（吉田2005）。

*3 フィンランドの地方制度は、州、県、基礎自治体（市町村レベル）によって構成される。一九九七年の制度改正により、一二の州が六に再編成された。県の数は二〇。オーランドは、六つの州のうちのひとつであり、また県と州が一致している（すなわち、オーランド県がオーランド州）。なお、州

行政機関は国家の出先機関であり、住民によって選出された議会を持たない。したがって、広範な自治権を有するのはオーランド諸島のみであり、フィンランドが連邦制をとっているとはいえない。

*4 二〇〇一年二月三十一日現在、四四八自治体中、二一自治体がスウェーデン語の単一言語、二二がスウェーデン語系が多数派を占める二言語、二〇がフィンランド語が多数派を占める二言語、残りの三八五がフィンランド語の単一言語である。http://www.folktinget.fi/pdf/publikationer/Swed-ishInf.pdf

*5 自己の母語ないし第一言語を、教育、裁判、公的場面などで自由に使用する権利。言語権についてくわしくは、渋谷・小嶋（2007）参照。

*6 英語では regional citizenship など rights of domicile。

原語は hembygdsrätt (ス) kotiseutuoikeus (فن)。

*7 法律の訳は、吉田（2005）から引用した。

*8 民族的帰属は、エストニアでは原則として自己申告に基づく。

*9 http://www.rahvastikuministerie/aktiv/vaade2118.html?lang=Eesti&gr=Rahvusv%20nemused%20ja%20integratsioon&a=Kodakondsus&id=100

*10 http://www.migree/index.php/mg/est/kodakondsus_ja_migratsiooniaamet

*11 くわしくは、塩川（2004）を参照。

*12 エストニアの地方制度は、県、市、郡によって構成される。県知事は政府による指名職であり、県議会は存在しない。

県は市および郡の均整の取れた発展を促進することを期待される。

* 13 秘密都市とも呼ばれる、戦略的・軍事的理由から旅行や居住が制限された都市。

* 14 くわしくは Vesioiv (2002: 8) 参照。

* 15 メルテルスマンによれば、帰郷禁止があったかどうかは証明されていない。聞き取り調査によれば、戦後に戻った者も存在する (Mertelsmann 2007: 55 脚注19)。

* 16 <http://www.vvk.ee/th03/tulemus/haetus.html>

* 17 オランダでも、地域内少数者になったフィンランド語系島民の言語権が問題になる場面もあるという。

●参考文献

小森宏美 (2005) 「EUの中のロシア語系住民——エストニア北東部ナルヴァ市の事例から」『国際政治』一四二号、一一三—一二六頁。

塩川伸明 (2004) 『民族と言語——多民族国家ソ連の興亡』岩波書店。

渋谷謙次郎・小嶋勇編 (2007) 『言語権の理論と実践』三三三社。

百瀬宏編 (1996) 『下位地域協力と転換期国際関係』有信堂高文社。

百瀬宏・村井誠人監修 (1996) 『北欧』新潮社。

吉田欣吾 (2005) 『フィンランド』渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法』三三三社、三七九—四三三頁。

Breslin, S., Higgott, R., and Rosamond, B. (2002) "Regions in comparative perspective," Shaun Breslin, Christopher W. Hughes, Nikola Phillips and Ben Rosamond (eds), *New Re-*

gionalisms in the Global Political Economy, London & New York: Routledge, pp.1-19.

de Ruyter, T. (2006) *Atom Cities Sillanne*.

Gorohov, S. (1997) "Integration in Practice: The Case of Narva," Aksel Kirch (ed), *The Integration on Non-Estonians into Estonian Society: History, Problems and Trends*, Tallinn, pp.122-141.

Kymlicka, W. (2000) "Estonia's Integration Policies in a Comparative Perspective," Jaan Tõnisson Instituut (ed), *Estonia's Integration Landscape: From Apathy to Harmony*, Tallinn, pp.29-57.

—— (2001) "Western Political Theory and Ethnic Relations in Eastern Europe," Will Kymlicka and Magda Opalski (eds), *Can Liberal Pluralism be Exported? Western Political Theory and Ethnic Relations in Eastern Europe*, Oxford University Press, pp.13-105.

Mertelsmann, O. (2007) "Ida-Virumaale sisserändamise põhjustused pärast Teist Maailmasõda," *Ajalooline ajakiri* 1(119), pp.51-74.

Misiunas, R., and Taagepera, R. (1993) *The Baltic States: Years of Dependence 1940-1990* (2nd ed), London.

Smith, D. J. (2002) "Narva Region within the Estonian Republic: From Autonomism to Accommodation?," *Regional & Federal Studies* 12(2), pp.89-110.

Statistikamet (2000) *2002 aasta rahva ja eluruumide loendus*, van Elsuwege, P. (2004) "Russian-speaking Minorities in Esto-

nia and Latvia: Problems of Integration at the Threshold of the European Union," *ECMI Working Paper* #20.

Vesio, D. (2002) *Kirde-Eesti urbanse anomalia kujunemine ning struktuur pärast Teist maailmasõda*, Tallin.

—— (2001/2) Endiste narvakate mõistatus, Tuna, pp.39-59.

(こもり ひろみ／京都大学地域研究統合情報センター)